

会社による組合掲示物の撤去は不当労働行為だ！ 東京高裁でも勝利判決！

本日、東京高等裁判所は、会社が中央労働委員会とJR東海労を相手に、中労委の行政命令を不服として訴えていた裁判で、双方の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

「双方の控訴を棄却する」ことは一審での組合側勝利判決が高裁でも支持されたことであり、会社の掲示物撤去＝違法行為がさらに証明されたということです。

この事件は、JR東海労大阪第二運輸所分会の組合掲示物を会社が一方的に撤去するのは不当労働行為であることと、当時の分会長に対する処分の撤回などを労働委員会に求めていたものです。中労委は会社が掲示物を撤去したことは不当労働行為として救済命令を発しましたが、会社はこれを不服として裁判に訴えていました。今年の3月には一審の東京地裁で会社の不当労働行為を認める組合側の勝利判決が言い渡されていました。

会社は今回の判決を真摯に受け止め、組合員に対する一切の不当労働行為を止め、ただちに謝罪せよ！



勝利判決のあと記者会見を行い、JR東海の違法性を明らかにしました！

会社は判決を重く受け止め
ただちに謝罪せよ！